

平成 20 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名：株式会社日本製紙グループ本社
代表者名：代表取締役社長 中村 雅知
(コード番号：3893 東大名証第1部)
問合せ先：取 締 役 本村 秀
(電話番号：03-3218-9300)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 8 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月に施行され、上場会社の株券は一斉に電子化されることが予定されています。この株券電子化により、端株を解消しなければならないため、決済合理化法の施行日の前日をもって、普通株式 1 株を 100 株に分割し、1 単元の株式の数を 100 株としたうえで、単元未満株式についての権利を端株と同等とする定めを設けるとともに、端株の存在を前提とした規定の削除などの所要の変更を行うものです。

この変更は、決済合理化法の施行日の前日に効力を生ずるものといたします。

なお、株式の分割につきましては、すでに、本株主総会で本議案が可決されることを条件に、決済合理化法の施行日の前日に効力を生ずるものとして、普通株式 1 株を 100 株に分割すること、および株式の分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項に基づき、現行定款第 6 条に定める発行可能株式総数を 300 万株からその 100 倍の 3 億株とすることを、平成 20 年 5 月 23 日開催の取締役会において決議いたしました。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しています。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(端株の買増)</p> <p>第 8 条 当社の端株原簿に記載または記録された端株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その端株と併せて 1 株となるべき数の端株を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>第 9 条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当社の株式および端株に関する取扱いおよび手数料ならびに株主(実質株主を含む。以下同じ。)の権利行使の方法は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> | <p>(单元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の单元株式数は、100 株とする。</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増)</p> <p>第 10 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第 11 条 (現行第 9 条のとおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の方法は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>第 11 条 (条文省略) 第 36 条</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>(端株の取扱い)</u></p> <p><u>第 1 条 当社は、端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p><u>② 当社の端株原簿の作成および備置きその他の端株原簿に関する事務は、これを名義書換代理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> | <p>第 13 条 (現行第 11 条から第 36 条のとおり) 第 38 条</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |

3. 日 程

| | |
|-----------------|----------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 20 年 6 月 27 日 (金) |
| 定款変更の効力発生日 | 決済合理化法施行日の前日 |

以 上